

岩手県告示第478号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

令和元年12月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 施行者の名称 釜石市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 釜石都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設事業（東部地区）
- 3 事業地
 - (1) 収用の部分 釜石市大町一丁目、大町二丁目、大町三丁目、大渡町一丁目、大渡町二丁目、只越町一丁目、只越町二丁目、只越町三丁目、大只越町一丁目、大只越町二丁目、天神町、浜町一丁目、浜町二丁目、浜町三丁目及び東前町の各一部
 - (2) 使用の部分 釜石市大町一丁目、只越町一丁目、浜町一丁目、浜町三丁目及び東前町の各一部
- 4 事業施行期間 平成24年12月28日から令和2年3月31日まで